

令和 7年 3月 31日

自民党看護問題対策議員連盟
会長 加藤 勝信 様

一般社団法人全国保健師教育機関協議会
会長 臺 有桂

要望書

本協議会は、保健師教育の質的向上を通じて公衆衛生の発展に寄与することを目的とした全国組織であり、現在244校が加盟しています。

保健師は、全国津々浦々の市町村において、地域住民の健康を守る重要な役割を担っています。看護職として住民に寄り添い、現場で見出した課題を施策へと反映させることで、地域づくりに貢献しています。

しかし近年、保健師不足が深刻化しており、特に人口1万人未満の小規模自治体では保健師が確保できず、地域保健の継続が危ぶまれる状況です。このままでは地域の崩壊にもつながりかねず、早急な対策が求められます。

保健師不足の背景には、保健師養成の在り方が深く関係しています。特に大学学士課程において看護師教育と抱き合わせで行われる保健師教育では、卒業後に保健師として免許を活用する者が2割にも満たないという実態があり、多くの潜在保健師を生み出している状況です。

これを解決するためには、看護師資格取得後に進学する「上乘せ教育」としての保健師教育（大学専攻科・大学院修士課程）を推進することが重要です。これらの課程では修了生の多くが実際に保健師として就業しており、教育効果が高いことが明らかです。

しかしながら、現行制度では、大学専攻科は「私立大学等経常費補助金」の対象外であり、設置には大きな財政負担が伴うため、普及が進んでいません。また、大学院修士課程も研究者養成を前提とした制度設計となっており、定員枠の制限が厳しく、十分な数の保健師を養成できないという課題があります。

これらの制度的な制約を解消し、保健師の安定供給を実現するため、以下のとおり要望いたします。

要望事項

全国的な保健師不足解消に向けた効果的な保健師教育推進のための制度的・財政的支援

1. 大学専攻科における保健師教育を「私立大学等経常費補助金」の対象に含める制度の拡充

2. 保健師教育の実態把握と大学院修士課程の定員是正を含む制度的支援の充実

【要望とその理由】

1. 大学専攻科における保健師教育を「私立大学等経常費補助金」の対象に含める制度の拡充

大学専攻科は、看護師免許取得後に進学し、1年間で保健師としての実践的教育を行う制度です。1学年15～30名程度の規模で、修了生の多くが保健師として就業しており、教育効率が非常に高いといえます。特に令和2年度に北海道で設置された専攻科は、保健師不足への対応策として注目されており、今後の全国的な展開が期待されます。

しかし現状では、専攻科は「私立大学等経常費補助金」の対象外とされており、設置大学に大きな財政負担が生じます。そのため設置を希望しても断念する大学が多く、全国的な普及が進んでいません。

加えて、補助金対象外であるがゆえに、大学が専攻科だけでは運営が成り立たず、専攻科教員が学部の看護師教育や地域・在宅看護学、さらには大学院や他課程の教育業務を兼務することで、学部経由で補助金を確保しているという構造があります。このような運営体制が、教員の過重労働の主因となり、教育の質や持続性に影響を及ぼしているのが現状です。

補助金の対象とすることで、財政的な負担が軽減されるだけでなく、以下のような教育現場の構造的課題の改善にもつながります。具体的に期待できる効果は次の通りです。

- ・専攻科専任教員の配置が可能となり、過重労働の軽減と教育の専門性の確保が図られる
- ・安定した財源によって、教育体制やカリキュラムの充実が進み、教育の質の向上が期待される
- ・学生募集や運営の見通しが立ち、専攻科の持続可能な制度化が可能となる
- ・将来的には、学位授与に向けた環境整備にもつながり、専攻科の制度的地位の明確化が進む

このように、専攻科を「私立大学等経常費補助金」の対象に含めることは、単なる財政支援ではなく、保健師養成の基盤強化と教員の働き方改革、そして地域に必要な人材確保への最重要施策と位置づけられます。

何卒、制度的なご支援を賜りますようお願い申し上げます。

2. 保健師教育の実態把握と大学院修士課程の定員是正を含む制度的支援の充実

現在、大学の学士課程における看護師・保健師教育は、いずれも必要とされる教育内容が年々増加している状況です。これを4年間の統合化カリキュラムで2免許を修得させるため、科目の読み替え等が行われるなど便宜性が優先され、本来必要な保健師としての実践力が養われにくい教育上の懸念が生じています。その上、保健師免許を取得しても、実際に保健師として就業する学生が少なく、現行制度のままでは、保健師教育の量も質もともに確保できないという課題が顕在化しています。

一方で、大学院修士課程では、保健師としての実践力やマネジメント能力を育む質の高い教育が行われており、修了生は現場で活躍しています。しかし、大学院は制度上「研究者養成課程」として位置づけられているため、定員に厳しい制限があり、多人数の養成が困難です。この制度的制約は、保健師不足が続く中で、人材不足への即応力に欠ける、大きな障壁となっています。

保健師教育の質を確保し、必要な人材を安定的に育成するためには、学士課程と大学院課程の現状を正確に把握したうえで、制度面の整備が必要と考えます。

そのため、国として、保健師教育の実態を調査・把握し、制度の運用状況と課題を明らかにしてください。また、大学院修士課程における保健師養成を柔軟に運用できるよう、定員枠の見直し等、保健師教育の質が確保されるよう、教育課程や履修要件の実効性ある整備・指導を推進してください。

保健師の確保と育成は、地域の保健体制の基盤をなす重要な政策課題です。教育の実態を踏まえた制度整備と支援により、より実効性のある養成体制の構築ができるための支援を切にお願い申し上げます。